

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう平成21年 5 月15日
(2009年)
毎月3回5の日に発行第1723・24号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03 (3262) 5234
旬報 TEL 03 (3262) 2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

北海道、北信越、関東、東海、中国、四国、九州

7議長会新年度総会開く

新役員、要望事項を決定

北海道議長会など7議長会は、4月22日から23日にかけて定期総会を開催した。北信越、中国議長会が4月22日に、北海道、関東、東海、四国、九州の各議長会が4月23日に、それぞれ総会を開催。

4月16日の東北議長会から始まった全国9つの議長会総会はこれですべて終了した。

7議長会の各総会では会長はじめ新役員を選任。この結果、新会長には 北海道〓畑瀬幸二・札幌市議長 北信越〓宮崎弥磨・福井市議長 関東〓立見賢三・前橋市議長 東海〓大沢初男・豊橋市議長 中国〓高田和博・岩国市議長

長 四国〓隅倉純爾・徳島市議長 九州〓仲道俊寿・大分市議長——が選任された。

このほか、各都府県（北海道では支部）から提出された要望議案を審議、決定した。

各議長会では要望議案のうち3件以内を「部会提出議案」として、5月27日開催の全国市議会議長会第85回定期総会に提出する。総会で審議、議決された議案は本会要望事項として採択。7月15日の理事会で地方行政委員会など5委員会に付託される。（9部会の提出議案は2面に掲載）

国直轄事業で意見書

政府の地方分権改革推進委員会

政府の地方分権改革推進委員会（委員長〓丹羽宇一郎・伊藤忠商事会長）は4月24日、82回目となる委員会を開き、「国直轄事業負担金に関する意見」をまとめた〓2面に全文掲載。この意見書は委員会終了後、丹羽委員長から鳩山邦夫・地方分権改革担当相へ提出された。

意見書が取りまとめられた背景には、国直轄事業負担金

実施後の「維持管理費」の廃止を求めたほか、直轄事業そのものの縮減、直轄事業負担金の経費内訳と積算根拠の徹底的な情報開示——などを求めた。また、直轄事業の実施や変更にあたっては、事業内容や事業費を含め、地方自治体と事前に協議する仕組みを設けるよう求めた。

ただし、地方が3分の1を負担する「整備費」については、踏み込んだ表現に至らず、全国知事会や全国市長会と関係府省との協議に委ねられた。

前橋市が編入合併

5月5日、前橋市が富士見村を編入合併した。これにより同市は、人口34万960人、面積311・64平方キロ、議員定数43人（定数特例）となった。

5月15日現在の市数
806市

うち	
指定都市	18市
中核市	41市
特例市	41市
一般市	683市
特別区	23区

9部会提出議案

5月27日開催の本会定期総会に、9部会から提出される議案は次のとおり。（項目のみ掲載）

北海道部会

北海道新幹線の建設促進
北方領土問題の早期解決と隣接地域の振興対策
地域医療体制の充実確保

東北部会

道路交通網の整備促進
港湾の整備促進及び機能強化
地域医療体制の充実強化

北信越部会

「食の安全」の確保及び消費者・生活者の視点に立つた行政の確立
北陸新幹線の建設促進
少子化対策としての財政支援拡充

関東部会

児童扶養手当の対象拡大
雇用対策の拡充
医療体制の充実

東海部会

地方税法に基づく還付加算金の割合（率）の引き下げ
安定的な下水道事業の経営持続
緊急雇用対策

近畿部会

市議会議員年金財政に対する緊急要望

中国部会

新たな総合的過疎対策
教育予算の拡充及び学級編成基準の見直し
妊婦健診に対する国庫補助の継続

四国部会

水道施設の耐震化事業に係る補助制度拡充
新たな過疎対策法の制定
四国東南部地域の道路整備

九州部会

地域医療体制の充実
日本の農業再生
九州における高速交通網の整備充実

国直轄事業負担金（以下負担金という。）については、当委員会として、中間的な取りまとめ（平成19年11月16日）等で廃止・縮減等の抜本的見直しが必要との認識を示し、本年3月以降3回にわたり、都道府県知事など地方関係者と関係府省からのヒアリングを精力的に実施してきた。この間、国及び地方の財政が厳しさを増すなか、負担金のあり方をめぐる議論が地方側からも提示された。また、4月8日には、全国知事会と国土交通省等関係府省との間の意見交換会も開始されている。さらに、今般の追加経済対策において、地域活性化に効果の高い公共事業が盛り込まれるとともに、地方負担を軽減するための時限措置が検討されている。

こうした経緯を踏まえ、当委員会としての負担金に関する基本的な考え方を、以下のとおり緊急に取りまとめることとした。6月の地方議会の前にも、地方に対して負担金に係る詳細な情報提供を行うよう、関係府省において直ちに改善に向けた取り組みを行うことを要請する。当委員会としては、今後、負担金をめぐる国及び地方の取組状況を注視していくとともに、この意見を踏まえ今後の勧告に向け、分権型社会にふさわしい財政構造の制度的構築について審議を進める。

（直轄事業の縮減）

国直轄事業負担金に関する意見

住民に身近な行政は地方にゆだねるという国と地方の役割分担の基本に沿って、道路・河川等の直轄事業の地方自治体への移管を、当委員会として既に勧告しているところである。国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべき最小限のものに限定し、直轄事業そのものを縮減することが、地方分権改革の本旨であり、負担金による地方の財政負担を縮小させることになる。国の出先機関の縮減・廃止を行うべきである。

（透明性の確保・充実）

関係府省及び地方自治体の双方が、直轄事業の地方自治体への移管について、委員会の勧告に沿って積極的に検討を進め、早急に具体的な結論を得ることを強く要請する。

国が責任を負うべき最小限のものにまず限定することを前提に、直轄事業における地方の受益と負担の観点及び節度ある直轄事業の採択・実施の観点も考慮し検討を行い、改革を進めるべきである。

負担金の見直しにあたっては、その対象範囲を含め、引き続き、全国知事会等と国土交通省等関係府省との意見交換など、国と地方が対等の立場に立つて真摯に定期的に協議を行うべきである。

あわせて、都道府県が市町村に求める同種の負担金についても、情報提供や負担のあり方をめぐって同じ問題がある。（第1次勧告）（平成20年5月28日）等で示した「基礎自治体優先の原則」にも留意しつつ、本意見の趣旨に沿って、都道府県と市町村の間において、緊密な協議が行われることを通じ、適切に対応されることを求めたい。

平成21年4月24日
地方分権改革推進委員会

議会人事

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

副議長

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

議長

香芝 長谷川 翠(4・10)

鹿角 黒澤一夫(4・13)

逗子 森 典子(4・10)

香芝 関 義秀(4・10)

鹿角 米田健(4・13)

事務局長

鹿角 似鳥忠夷(4・1)

南足柄 矢野正雄(4・1)

山梨 関 健(4・1)

石岡 細井恒雄(4・1)

鉾田 大聖寺登美雄(4・1)

春日部 三木和明(4・1)

深谷 野辺邦男(4・1)

草加 井上道夫(4・1)

蕨 大久保克義(4・1)

戸田 中村秀(4・1)

久喜 荒井英(4・1)

北本 朝尾光二(4・1)

蓮田 木村雄一(4・1)

日高 椎橋政司(4・1)

木更津 小出 操(4・1)

野田 大上敏夫(4・1)

茂原 金坂正利(4・1)

旭 加瀬寿一(4・1)

勝浦 守澤孝彦(4・1)

市原 苅米榮次(4・1)

我孫子 遠藤幸太郎(4・1)

鴨川 杉田敏巳(4・1)

君津 齊藤邦雄(4・1)

(財) 東京市政調査会

第23回『都市問題』公開講座

いま、見直すべき生活保護制度

財団法人東京市政調査会は6月13日「いま、見直すべき生活保護制度」と題して、第23回「都市問題」公開講座を下記の日程で開催します。

生活保護制度は「最後のセーフティネット」といわれています。しかし、高齢化の急速な進展や母子家庭の急増などの社会的変化の一方で、国地方を通じた財政の悪化とともに「保護」の決定は厳しさを増し、機能不全が問題視されてきました。さらに、昨年来の雇用環境の悪化に伴い「最低限度の生活」の維持すら難しい人々を多数生みだしています。

人間としての尊厳の保たれる生活保護行政はいかにあるべきか、自治・分権の観点から改革の方向を探っていきます。

多数の方々のご参加をお待ちしております。

◆基調講演

浅野 史郎 氏 (慶応義塾大学教授、前宮城県知事)

◆パネルディスカッション

木村 陽子 氏 (地方財政審議会委員)

斎藤 貴男 氏 (ジャーナリスト)

平松 邦夫 氏 (大阪市長)

道上 正寿 氏 (岡山県西粟倉村長)

新藤 宗幸 氏 (千葉大学教授) <司会>

記

日時: 平成21年6月13日(土) 13:30~16:30

場所: 日本プレスセンター 10階ホール
(〒100-0011 東京都千代田区千代田幸町2-2-1)

参加費: 無料

参加申込: 東京市政調査会ホームページから

(<http://www.timr.or.jp>)

申込期限: 平成21年6月5日(金) 満席となり次第受付終了

問合せ: 東京市政調査会 研究室 ☎03-3591-1261

【お詫びと訂正】

本紙4月25日付第1722号1面の「東北、近畿議長会が総会」の記事中で、本会定期総会開催の日付を誤って5月28日と伝えましたが、正しくは5月27日です。お詫びし、訂正します。



2日目の巡行祭では、12台の山車らが国道17号を練り歩く
（写真提供＝熊谷市）

熊谷の夏は暑い、熱い、とにかく「あつい！」
熊谷の夏季の猛暑は、フェーン現象とヒートアイランド現象が原因と考えられています。平成19年8月16日には多治見市と並び、国内観測史上最高の40・9を記録。まさに熊谷の夏は「日本一あつい」といえます。
しかし「あつい」のは、気温だけではありません。熊谷は、人の「あつさ」もあるまちです。「あつい」熊谷市民が、「あつく」取り組む祭。それが、熊谷うちわ祭です。

熊谷市(埼玉県)

今年もあつい!! 熊谷うちわ祭開催

解説

「熊谷うちわ祭」うちわ祭は、熊谷に鎮座する八坂神社の祭礼。京都八坂神社の祇園祭が夏祭りとして全国へ広まる中、熊谷でも執り行われるようになった。熊谷の夏祭りが、初めて文献に登場するのは江戸時代、西暦1750年のこと。当初は疫病除けに赤飯を炊き、商店が買い物客へ振る舞った。やがて、祭に欠かせない「うちわ」が振る舞われるようになり、今日へと至っている。

夏の到来を告げる 関東最大の祇園祭

「あついぞ！熊谷」を全面に打ち出し、真夏の猛暑を貴重な財産としてプラスに捉えている熊谷市。マイナスイメージがちな気象条件を逆手に取り、「あついぞ！熊谷市民」は、まちのあちらこちらで「熊谷のあつさ」を「市民の元気」に換え、活動しています。梅雨が明ければ夏到来。熊谷の季節がやってきます。

関東地方が梅雨明けを迎えるのは、例年であれば7月20日頃のこと。夏の訪れは、夏祭りの季節の到来でもあります。そして熊谷市においては「あつい！熊谷市民」の手による関東最大の祇園祭、「熊谷うちわ祭」の季節の到来でもあります。

うちわ祭の開催期間は、ま

7月20日から3日間

市政 ニュース

さに夏が訪れる7月20日から22日までの3日間。初日に渡御祭が催され、神輿を八坂神社の本宮から行宮のあるお祭り広場へ運ばれます。渡御祭の始まりをもって、うちわ祭の始まりとなるのです。

2日目には、巡行祭が開催されます。交通規制で歩行者天国となった国道17号には、12台の山車・屋台が集結。山車らは、まず西に向かって練り歩き、折り返したのち東へ向けて再度、練り歩きます。

3日目には、行宮祭が催され、うちわ祭の大総代が神官の浄衣を身にまとい、祝詞を奏上します。また、深夜には祭のフィナーレとして還御祭が催され、初日に担ぎ出された神輿が八坂神社の本宮へ返されます。うちわ祭は、この神輿の帰還をもって、全ての

行事が終了となります。

うちわ祭で活躍する主役は12台の山車・屋台です。これらの12台にはそれぞれ人が乗り込み、お囃子が奏でられます。ただし、このお囃子は鉦を激しく打ち鳴らす、極めて勇壮なもの。「叩き合い」と称されるだけあり、観る者へ与える迫力は満点です。

特に「曳き合わせ（ひきあわせ）叩き合い」ともなると、うちわ祭のボルテージは最高潮に達します。「曳き合わせ」とは、山車・屋台を向かい合わせ移動させること。練り歩く12台の山車や屋台から奏でられる熊谷祇園囃子は、人々の心を躍動させます。

うちわ祭は毎年、3日間70万人以上が訪れる賑やかな祭です。うちわ祭を通じ今年の夏も「あつい！熊谷市民」が秘める「元気」の一端が見られることでしょう。（写真提供＝熊谷市、文は本紙）

主な行事は、次のとおり。
【7月20日】 渡御祭 各地区祭事 初叩き合い【21日】 巡行祭 叩き合い【22日】 行宮祭 山車・屋台巡行（日付をまたぎ23日未明にかけ）還御祭